

新型インフルエンザ (H1N1) に関する
 乳幼児及び妊婦の方への情報提供について

- 4月26日 新型インフルエンザ相談窓口開設 → 4月28日 発熱相談センター
- 4月30日 ◇市内で新型インフルエンザの疑い例発生
 ○乳幼児健診等の一時休止(連休明けの5月7日～5月15日)
 ・4か月児健康診査・1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査等
 ・地域育児教室(地域の赤ちゃん会、ママ会など)
 ・母親(両親)教室
- 5月8日 ◇発熱相談センター 24時間開設
- 5月11日 感染予防啓発チラシを各区で掲示(以降、随時改訂したものを掲示し啓発)
- 5月13日 ○各区福祉保健センターこども家庭(障害)支援課長会において、新型インフルエンザに係る乳幼児健診等の取扱いについての情報提供を行い、窓口には『新型インフルエンザの対応について』の説明文の掲示するとともに、福祉保健課健康づくり係とも情報共有するよう依頼。
 ・会議資料『新型インフルエンザに係る乳幼児健診等の取扱いについて』<資料1>
 ・『新型インフルエンザの対応について』<資料2>
- 6月6日 ◇新型インフルエンザ 市内確定例の発表
- 6月23日 ○日本産婦人科学会作成の「妊産婦等への新型インフル対応QA」を各区に情報提供
- 8月 ◇広報よこはま8月号に新型インフルエンザ情報掲載
- 8月4日 ○日本産婦人科学会作成「妊産婦等への新型インフル対応QA」を各区に情報提供
- 8月27日 ○日本産婦人科学会作成「妊産婦等への新型インフル対応QA(改訂)」、「新型インフルエンザ(H1N1)感染妊婦に関する最新情報」を各区に情報提供 (以後、更新時随時区に情報提供)
- 9月4日 ○福祉保健センターこども家庭支援課の担当者会議において、新型インフルエンザの妊産婦への指導の留意点についての勉強会を実施
- 9月9日 ○妊婦及び授乳婦に対する注意事項及びインフルエンザ脳症に関する啓発チラシを作成し母子手帳交付面接時、母親教室、乳幼児健診及び地域育児教室等で配布し注意喚起
 ・『新型インフルエンザ(H1N1)～妊婦さんに関する最新情報～』<資料3>
 ・『インフルエンザにかかったら注意しましょう～インフルエンザ脳症について』<資料4>
- 9月30日 ○福祉保健センター等で感染予防と感染時の自宅療養のポイント、医療機関受診にあたっての啓発チラシによる注意喚起
 ・『よこはまの新型インフルエンザ対策』<資料5>
- 10月1日 ○ポリオ(急性灰白髄炎)の集団での予防接種の実施に併せた啓発チラシを掲示、注意喚起
 ・『ポリオ(急性灰白髄炎)予防接種における新型インフルエンザ感染拡大予防について』<資料6>

10月15日	◇インフルエンザ注意報発令
10月19日	○乳幼児健診個別通知に啓発チラシを同封し注意喚起 <ul style="list-style-type: none"> ・『乳幼児健診における新型インフルエンザ感染症拡大予防について』<資料7> ※裏面『インフルエンザにかかったら注意しましょう～インフルエンザ脳症について』<資料4> ○福祉保健センター等で感染拡大の防止に関する啓発チラシによる注意喚起 <ul style="list-style-type: none"> ・『新型インフルエンザ流行中!』<資料8>
10月21日	○助産所に対して啓発チラシ等を送付し情報提供と指導 <ul style="list-style-type: none"> ・『新型インフルエンザ(H1N1)～妊婦さんに関する最新情報～』<資料3> ・『インフルエンザにかかったら注意しましょう～インフルエンザ脳症について』<資料4> ・『乳幼児健診における新型インフルエンザ感染症拡大予防について』<資料7> ・『助産所における新型インフルエンザ感染に対する対応について』 (日本助産師会作成Q&A) <資料9> ・『よこはまの新型インフルエンザ対策』<資料5> ・『ポリオ(急性灰白髄炎)予防接種における新型インフルエンザ感染症拡大予防について』 <資料6> ・『新型インフルエンザ流行中!』<資料8>
10月29日	◇インフルエンザ警報発令
11月11日	○各区福祉保健センター所管課長会において、基礎疾患を持つ入院患者のうち小児の慢性呼吸器疾患患者の占める割合が高いことから、乳幼児の保護者に対し、ぜんそくに関する健康教育の拡充を依頼
11月16日	◇妊婦の方、基礎疾患を有する者のうちの最優先者へのワクチン接種開始
11月20日	○新型インフルエンザワクチンに関して、啓発チラシを作成し、母子手帳交付面接時、及び母親教室、地域育児教室等で配布し注意喚起 <ul style="list-style-type: none"> ・『新型インフルエンザ(H1N1)～妊婦さんに関する最新情報～』<資料10> ・『インフルエンザにかかったら注意しましょう』にワクチン情報を追加<資料11>
11月30日	○福祉保健センターこども家庭支援課の担当者会議において、新型インフルエンザ 最近の動向についての勉強会を実施

新型インフルエンザに係る 乳幼児健診等の取扱いについて

平成21年5月13日
こども青少年局こども家庭課

判断の根拠となる情報ツール I

◆ CDC(米国疾病対策センター)

全世界から集積される疫学情報やウィルスデータを元に分析を行い、連日HP上で詳細な情報提供を実施している。

本センターより勧告される文書は、非常に多くの文献やデータの収集結果を元に作成、発表されるため、世界共通ルール(グローバルスタンダード)とみなされるほどの影響力を持っている。

判断の根拠となる情報ツール II

◆ WHO(世界保健機関)

「すべての人々が可能な最高の健康水準に到達すること」を目的とし、情報の収集公開や国際基準の設定を行っている。

また、災害時緊急対策や感染症対策などを行い、新型インフルエンザのフェーズ引き上げ等を決定するなど、世界各国の対策に関して多大な影響力を持つ。

判断の根拠となる情報ツール III

◆ 国立感染症研究所

各種感染症に関する分析及び情報提供を行う。新型インフルエンザの疑似症例について型別の確定検査を実施している。

HP上でCDCの勧告やWHOからの声明の和訳を公開している。

判断の根拠となる情報ツール IV

◆ 厚生労働省

日本における検疫体制等の対策方法について、都道府県・政令市・特別区等に情報を提供。

乳幼児健診等一時休止の判断に至った経緯 I

4月30日(木)早朝 WHOがフェーズ5に引き上げ
マーガレット・チャン事務局長声明(一部抜粋)

「この新しい病気は決断を下すにはほとんど分かっていない。インフルエンザウィルスというものは、非常に早く変異を起し、予想もつかない状況を呈することだけ周知されている。全世界は通常でないインフルエンザ様の感染のアウトブレイクと重症肺炎に対する警戒を高めるべきである。この病気の臨床症状の情報では中等症から重症までの可能性がある。」

乳幼児健診等一時休止の判断に至った経緯Ⅱ

4月30日(木)朝～ 市内在住の高校生が新型疑い
「新型インフルエンザ対策行動計画」(国)
～国内発生早期の段階?～
感染拡大防止のため、学校の臨時休業、不要不急
の集会等の自粛要請

蔓延国からの帰国者に対しては、その潜伏期間を
鑑み、10日間の健康観察を実施すること。

乳幼児健診等一時休止の判断に至った経緯Ⅲ

4月30日(木)
CDC: 学校・保育所の閉鎖を勧告

「妊婦及び子どもはハイリスク」

「今後数週間間に重症例が多く出る可能性
あり」

乳幼児健診等一時休止の判断に至った経緯Ⅳ

5月1日(金)
横浜市新型インフルエンザ対策本部会議
子ども青少年局新型インフルエンザ調整会議

「乳幼児健診や母親教室などのハイリスク者の
集まる事業については、海外帰国者の潜
伏期間を考慮し、連休明け10日間休止
とする。」

乳幼児健診等の再開に向けてⅠ

CDC (5月5日)
幼稚園～高校、保育施設におけるガイドライン

「アメリカ合衆国でのほとんどの症例は重症で
はなく、重症度において季節性インフルエン
ザと同程度である。」



通常の季節性インフルエンザの予防策でよい

乳幼児健診等の再開に向けてⅡ

CDC (5月5日)
幼稚園～高校、保育施設におけるガイドライン
「学校でのインフルエンザ拡大を抑える主な手
段として、感染した生徒や職員の早期探知、
体調不良時の自宅待機、咳エチケットと手洗
いを推奨する。」

乳幼児健診等の再開に向けてⅢ

区での対応

- ①入り口や受付に感染予防ポスターの掲示を行う
- ②発熱等で具合の悪い来庁者は職員に声をかけて
もらう
- ③外出から帰ったら、手洗いとうがいの励行
- ④集団指導などで狭い部屋に多人数が滞留する場
面を少なくするなどの工夫を行う。
- ⑤健康づくり係と連携し、情報や対応の共有をする。

乳幼児健診
母親(両親)教室
地域育児教室
乳幼児歯科関係事業

にお越しのみなさまへ

新型インフルエンザの対応について

1 事業を休止していた理由

4月30日に市内で新型インフルエンザの疑い例が発生し、その時点でウィルスの毒性や感染力、重症化の程度が予測できなかったため、感染拡大防止の観点から、小さなお子さんや妊娠中の女性が集まるような事業について、海外帰国者の潜伏期間を考慮し、連休明け10日間の休止措置をとっておりました。

2 事業を再開する理由

全世界の感染の状況やウィルスの性質等の医学情報が集積した結果、ほとんどの症例は重症ではなく、季節性インフルエンザと同程度であるとの見解が出されたため、通常の前防策を行うことにより、感染の機会を減らすことが可能であることが判明したためです。

3 今後の注意点

- (1) 外出から帰ったら、手洗いとうがいを行ってください。
- (2) 毎日、お子様やご家族の健康観察を行ってください。

※なお今後、感染の拡大状況によっては、各事業の休止の可能性も視野に、横浜市インフルエンザ対策本部と対応を検討します。

平成 21 年 5 月 18 日 横浜市こども青少年局こども家庭課

新型インフルエンザ(H1N1)

～妊婦さんに関する最新情報～

妊婦さんが新型インフルエンザ(H1N1)に感染した場合、重症化(肺炎等を合併)しやすく、死亡率が高いことが明らかになりました。

妊婦さんには、かかりつけ産婦人科医ではなく、早期に最寄りの病院や、一般の協力医療機関(※)への受診、抗インフルエンザ薬の服用を勧めています。

かかりつけ産婦人科医受診を避ける理由は、「妊婦から妊婦への感染を防止するため」です。

なお、かかりつけ産婦人科医への受診を希望される場合は、あらかじめ電話でご相談ください。

※各区福祉保健センターまたは、横浜市発熱相談センター(TEL671-4183)でご案内しています。

★ インフルエンザの予防について

- 1) うがい・手洗いを励行しましょう
- 2) 人ごみを避けましょう

★ インフルエンザワクチンについて

まず、季節性インフルエンザワクチンについて、かかりつけ医に相談してください。

新型インフルエンザワクチンについては、国の方針がわかり次第、お知らせします。

なお、季節性インフルエンザワクチンの危険性は、母体および胎児への妊娠全期間を通じて極めて低いとされています。(産婦人科診療ガイドライン 2008 において推奨レベルB;実施することが勧められる。)

妊婦もしくは授乳婦の方に対する対応についての詳細は裏面へ⇒

妊婦もしくは授乳婦の方に対する対応について

日本産科婦人科学会(平成 21 年 9 月 7 日)

- (1) 妊婦が新型インフルエンザワクチンを受けることについては安全かつ有効であると考えられています。季節性インフルエンザワクチンに関しては米国では長い歴史があり、安全性と有効性が証明されています。米国では毎年、約 60 万人の妊婦さんが季節性インフルエンザワクチン接種を受けていますが、大きな問題は起こっていません。妊娠中にワクチン接種を受けた母親からの赤ちゃんについても有害事象は観察されていません。新型インフルエンザワクチンも季節性インフルエンザワクチンと同様な方法で作られているので同様に安全と考えられています。ワクチンを受けることによる利益と損失(副作用など)を考えた場合、利益のほうがはるかに大きいと世界保健機構(WHO)も考えており、妊婦に対する新型インフルエンザワクチン接種を推奨しています。また、ワクチンを受けるということは「自分を守る」とともに、「まわりの人を守る」ことにつながります(妊娠中にワクチンを受けると出生した赤ちゃんも数ヶ月間インフルエンザになりにくいことが証明されています)。
- (2) 妊婦にインフルエンザ様症状(38℃以上の発熱と鼻汁や鼻がつまった症状、のどの痛み、咳)が出た場合、かかりつけ産婦人科を直接受診することは極力避け、地域の一般病院にあらかじめ電話をしてできるだけ早期に受診します。
- (3) 症状発現後 48 時間以内に抗インフルエンザ薬(タミフルが勧められる)服用を開始すると最も重症化防止に有効とされています。
- (4) 産科的問題(切迫流・早産様症状、破水、陣痛発来、分娩など)に関しては、新型インフルエンザが疑われる場合であっても、重症でない限り、かかりつけ産婦人科施設が対応します。いずれの病院へ受診する際にもマスク着用での受診をお勧めします。これは他の健康な方に感染させないための重要なエチケットとなります。
- (5) 妊婦が新型インフルエンザ感染者と濃厚接触した場合は、抗インフルエンザ薬(タミフルあるいはリレンザ)服用をお勧めします。
- (6) タミフルは妊娠中の女性が服用しても安全であることが最近報告されました(2007 年 CDC ガイドライン)。
- (7) 感染している母親の授乳についてですが、母乳を介した新型インフルエンザ感染の可能性は現在のところ知られていません。したがって母乳は安全と考えられますが、母親が直接授乳やお子さんのケアを行うためには次の 3 条件がそろっていることが必要です。
 - ① タミフルあるいはリレンザを 2 日間以上服用していること
 - ② 熱が下がって平熱となっていること
 - ③ 咳や鼻水がほとんどないことこれら 3 条件を満たした場合、直接授乳することや児と接触することができます。ただし、児と接触する前に手をよく洗い、清潔な服に着替えて(あるいはガウンを着用し)、マスクを着用します。また、接触中は咳をしないよう努力することをお勧めします。上記 3 条件を満たしていない間は、母児は可能な限り別室とし、搾乳した母乳を健康な第三者が児に与えることをお勧めします。このような児への感染予防行為は発症後 7~10 日間にわたって続けることが必要です。発症後 7 日以上経過し、熱がなく症状がない場合、他人に感染させる可能性は低い(まったくなくなったわけではない)と考えられていますので、通常に近い母児接触が可能となります。

乳幼児の保護者の方へ

インフルエンザにかかったら注意しましょう

～インフルエンザ脳症について～

- 1 新型インフルエンザ (H1N1) により、インフルエンザ脳症を発症することがあります。次の症状はインフルエンザ脳症の早期の症状として注意し、これらの症状がみられた場合、医療機関を受診してください。

インフルエンザ様症状 (発熱等) に加え、

A 呼びかけに答えないなど意識レベルの低下が見られる

B 痙攣重積^{けいれんじゅうせき} ※および痙攣^{けいれん}後の意識障害が続く

C 意味不明の言動が見られる

※ 痙攣重積^{けいれんじゅうせき}

痙攣発作が 30 分以上持続した状態や痙攣発作を繰り返し 30 分以上意識が完全回復しない状態

- 2 強い解熱剤 (例: ボルタレン、ポンタールおよびこれらと同様の成分の入っているもの) は、インフルエンザ脳症の予後を悪化させるので、必ず解熱剤は、かかりつけの医師に相談して用いてください。

(「厚生労働省 平成 21 年 8 月 28 日 事務連絡」より抜粋)

平成21年9月30日

よこはまの新型インフルエンザ対策

かからない！

手洗い・うがい・マスク
人混みを避ける
規則正しい生活
(十分な栄養と睡眠)

うつさない！

体調が悪い時は無理せず休む。
咳エチケットを守る。
発症の翌日から7日間、又は解熱の翌日から2日間は自宅療養し、人との接触を避ける。

こじらせない！

重症化しやすい人は、早めに受診。
基礎疾患がある人は、普段からコントロールを良くし、事前に主治医と相談。
重症化のサインに注意。



咳が出たら、すぐマスク！

重症化のサイン

息苦しい 呼吸が速い
高熱が続く
胸が痛い
一度回復した後再び発熱
や咳がひどくなる
話しかけても反応が悪い
意識混濁(もうろうとする)

自宅療養のポイント

処方された薬は、症状がなくなっても最後まで服用する(熱が下がってもウイルスを排出しています)。
毎日、熱や症状を記録し、重症化のサインがあったらすぐに相談する。
水分補給、栄養、十分な睡眠を心がける。
こまめな換気と、適度な湿度を保つ。
発症の翌日から7日間、又は解熱後2日間は、咳エチケットを守り、しっかり自宅で療養する。
(期間を守れば、治癒証明は不要)



受診についてのお願い

通常の場合、まず、かかりつけなど、一般の協力医療機関に受診するようにしてください。
大学病院や地域の中核病院等は、新型インフルエンザの重症患者や救急患者を受け入れて対応する病院です。医療体制を維持するために、皆で協力しましょう。

何となく調子が悪い、かぜのような症状がある場合は、マスクをして、体温を測定し、様子をみてください。
学校や職場で感染を広げてしまうかもしれません。無理をせずに休みましょう。緊急でなければ、なるべく日中に受診するようにしてください。

妊婦や基礎疾患(喘息や糖尿病、心臓病など)のある人など、重症化しやすい人は、普段から主治医とよく相談しておき、早めに受診するようにしましょう。

受診する際は、事前に医療機関に電話をして、必ずマスクを着用してください。
重症化のサインが見られたら、すぐに医療機関にご相談ください。

検査目的の受診はやめましょう！

インフルエンザにかかっていないことの証明は出来ません。迅速診断キットの検査も、医師が必要に応じて行うものです。検査を目的に、必ずしもインフルエンザを疑うような症状がない場合に、受診するのはやめましょう。

かかりつけがない、どこの医療機関に行ったらいいかわからない、といった方は、
発熱相談センターへ:671-4183

横浜市健康福祉局健康安全課 電話:671-2463
ファックス:664-7296

**ポリオ（急性灰白髄炎）予防接種における
新型インフルエンザ感染拡大予防について**

平成21年10月

新型インフルエンザが流行しています。
ポリオ予防接種の会場には、多くの小さいお子様
が集まりますので、感染拡大防止のため、ご協力
をお願いいたします。

ご来場の際には、必要に応じて、マスクの着用、うがい・手洗い等、
感染防止にご注意ください。

保護者、お子様とも、必ずご自宅で検温をしていただき、37.5℃以上
の発熱や、咳・のどの痛みなどの症状がある場合は、ご来場をお控え
くださるようお願いいたします。

発熱や咳、のどの痛みなどインフルエンザ様症状のある方の付き添い
はご兄弟も含め、ご遠慮いただきますようお願いいたします。

7日以内に、家族や身近な方がインフルエンザにかかった場合は、潜
伏期間の可能性ありますので、接種をお控えいただくようお願いい
たします。

- ・ポリオの予防接種は、標準接種年齢が3か月から1歳半までですが、90か
月（7歳半）未満までは、無料で受けることが出来ます。
- ・2回接種することにより、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ型の3タイプのポリオウイルスに対する免
疫が付きまます。間隔については、間があいても特に問題はありません。

- ・ポリオの予防接種を受けたあとに他のワクチン（新型インフルエンザワクチン
を含む）の接種を受けるには、27日以上の間隔をあける必要があります。
 - ・新型インフルエンザワクチンの接種については、現在準備を進めており、そ
の都度、広報して参ります。
- 厚生労働省のQ&Aをご参照ください。

<http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/kenkou/influenza/dl/infu091002-01.pdf>

横浜市健康福祉局健康安全課 電話：671-2463
FAX：664-7296

乳幼児健診における 新型インフルエンザ感染拡大予防について

新型インフルエンザが流行しています。

乳幼児健診の会場は、多くの小さいお子様が集まりますので、感染拡大防止のため、ご協力をお願いいたします。

- ご来場の際には、必要に応じて、マスクの着用、うがい・手洗い等、感染防止にご注意ください。

- 保護者、お子様とも、発熱や、咳・のどの痛みなどの症状がある場合は、ご来場をお控えくださるようお願いいたします。

- インフルエンザで療養中（発症の翌日から 7 日以内、又は解熱後 2 日以内）の方の付き添いはきょうだい児も含め、ご遠慮いただきますようお願いいたします。

新型インフルエンザ流行中！

市内で新型インフルエンザが流行しています。
一人ひとりが感染予防に努めることで、感染拡大を防止しましょう。

インフルエンザかな、と思ったら

- インフルエンザと思われる症状があるときは、まず、かかりつけなど一般の協力医療機関で受診してください。
- 受診の前に、医療機関に連絡し、受付の時間帯や受診方法等を確認のうえ、必ずマスクを着用して出かけてください。
※受診する医療機関がわからない場合は「横浜市発熱相談センター」でご案内しています。

横浜市発熱相談センター 電話 671-4183 (平日9時~17時)
FAX 664-7296 (平日9時~17時)

妊娠中の人や乳幼児、基礎疾患のある人などは、日ごろから健康管理に注意して、発熱などの症状が見られたら、早めにかかりつけ医に相談してください。

予防はどうすればいいの

- 積極的な手洗いやうがいを励行してください。
- 「咳エチケット(※)」を心がけましょう。
※咳やくしゃみをするときに、ティッシュなどで口や鼻を押さえたり、周りの人から顔をそむけるようにします。

平成21年10月19日 横浜市

助産所における新型インフルエンザ感染に対する対応について

助産所における新型インフルエンザ感染に対する対応について、日本助産師会としては以下のように基本的対応を検討しました。

各助産所においては、嘱託医と相談の上、実情に応じた対応について取り決め、冷静に対応いただきますようお願いいたします。

1. 相談電話の対応

Q 1) インフルエンザ様症状 (38℃以上の発熱、鼻水、鼻がつまった症状、のどの痛み、咳) が出た。

A 近く的一般病院の内科を受診してもらう。必ず事前に電話をし、マスク着用の上、受診するよう促す。

Q 2) 家族がインフルエンザになった。

A 発症者とはできる限り接触を避け、妊婦自身の外出もさける。

妊婦健診の場合、妊婦自身に症状がない場合は、予約日までに連絡をしてもらい、他の妊婦や母子と接触しない時間帯に妊婦健診を行う。

(予防的タミフル (自費 約 10,000 円程度) を希望する場合は、近くの内科で対応してもらうよう説明する。)

Q 3) 母親学級・両親学級、夫立会い分娩について

A 周辺地域で流行の兆しがある場合は集団指導の実施を取りやめるようにする。

受講者本人にインフルエンザ様症状がある場合は、学級を欠席してもらう。

インフルエンザ様症状があるパートナーは、来院を断る。

また、家族・同居者にインフルエンザ様症状がある場合も学級を欠席してもらう。

Q 4) ワクチン接種は大丈夫か?

A ワクチン接種を積極的に勧める。ワクチン接種に関しては受けることによる利益 (感染しにくい) が、受けないことによる損失 (感染して重症化した場合の不利益) を大きく上回ると説明する。

Q 5) タミフルやリレンザなどの抗インフルエンザ薬を飲んでいいか?

A 発症妊婦には、できるかぎり早期 (発症後 48 時間以内が望ましい) のタミフル (抗インフルエンザ薬) 服用開始を勧める。

Q 6) 新型インフルエンザに罹患した場合、授乳はいいのか。

A 母乳を介した新型インフルエンザ感染は現在のところ知られていない。したがって、母乳は安全と考える。しかし、母親が直接授乳や子供のケアを行なうためには以下の3条件がそろっていることが必要。

- 1) タミフルあるいはリレンザを2日間以上服用していること
- 2) 熱が下がって平熱となっていること
- 3) 咳や鼻水がほとんどないこと

これら3条件を満たした場合、直接授乳することや児と接触することができる。ただし、児と接触する前に手をよく洗い、清潔な服に着替えてマスクを着用する。また、接触中は咳をしないよう努力する。

上記3条件を満たしていない間は、母児は可能な限り別室とし、搾乳した母乳を健康な第三者が児に与えることを勧める。このような児への感染予防は、発症後7日間続ける。

(出典) 妊娠している婦人もしくは授乳中の婦人に対する新型インフルエンザ(H1N1)感染に対する対応Q&A 日本産科婦人科学会(平成21年9月7日)
条件により授乳ができなかった場合のフォローとして、新型インフルエンザに罹患したから、母乳育児をやめざるを得なかったということにならないように、嘱託医と連携を取りながら母乳育児支援を継続していただきたい。

2. 来院時

Q1) インフルエンザ様症状(38℃以上の発熱、鼻水、鼻がつまった症状、のどの痛み、咳)の妊婦が来院した

A 助産院内の診察室に通さず、内科受診を勧める。
嘱託医、嘱託医療機関とインフルエンザ様症状のある妊婦の対応について相談し、取り決めておくこと。

Q2) インフルエンザ様症状の妊婦で、腹緊や出血・妊婦健診など産科の診察が必要な場合

A 嘱託医に対応について相談する。助産所には収容しないことが原則。

Q3) 入院が必要な場合

A 症状のある妊婦は原則助産所には入院させない。

Q4) 母親学級・両親学級の注意

A 受付の際に必ず、インフルエンザ様症状がないか確認する。
インフルエンザの予防について、必ず話す。

3. 出張助産師

事前に妊婦に症状の有無について確認の電話を入れる、または妊婦より事前に連絡してもらい、家庭訪問（健診）時に症状がある場合、可能ならば健診日を変更。また、早期の内科医受診を促す。健診が必要な時は連携している医師に相談する。

4. 入院中

Q1) 入院中に症状が出た場合

- A
- 1 嘱託医にただちに相談する。児に関しては厳重に経過観察する。
 - 2 妊婦や産婦に接触するスタッフは、マスク着用（咳がひどい場合は手袋も）する。

3 個室に入り、できるだけ特定のスタッフが出入りする。

4 他の褥婦と接触しないよう配慮する。

5 出産日から最低7日間は母子分離。以後は、小児科医の指示に従う。

*母体が分娩7日以内に発症した場合、もしくは分娩後から2日以内に発症した場合、児への移行抗体が十分でないため、高率に児に感染し重症化する恐れがある。

（出典）新型インフルエンザ罹患（疑いを含む）の妊産婦の分娩施設における対応について 日本産婦人科医会 平成21年9月15日

直接授乳は、

- 1) タミフルあるいはリレンザを2日間以上服用していること
- 2) 熱が下がって平熱となっていること
- 3) 咳や鼻水がほとんどないこと

これら3条件を満たした場合、直接授乳することや児と接触することができる。その間、搾乳は可能。

母乳については1-Q5参照

Q2) 夫立会いや家族面会についての注意

- A 必ずインフルエンザ様症状がないか確認する。疑わしい場合は帰宅してもらう。家族内及び職場内発症があれば、面会は断る。

5. その他

Q1) 入院中の面会について

- A インフルエンザが流行している当面は、面会を控えるように協力を願う。やむを得ず面会する場合は、面会人にはうがい手洗い後マスクを着用してもらう。

この対応マニュアルは、助産所で求められる基本的な対応を、暫定的に示したものです。嘱託医・嘱託医療機関との取り決めや地方自治体からの通知等に従い、適宜柔軟に対応いただきますようお願いいたします。

(参考)

日本産科婦人科学会 <http://www.jsog.or.jp/>

妊娠している婦人もしくは授乳中の婦人に対しての新型インフルエンザ (H1N1) 感染に対する対応 Q&A

日本産婦人科医会 <http://www.jaog.or.jp/>

新型インフルエンザ罹患 (疑いを含む) の妊産婦の分娩施設における対応について

新型インフルエンザ(H1N1)

～妊婦さんに関する最新情報～

妊婦さんが新型インフルエンザ(H1N1)に感染した場合、重症化(肺炎等を合併)しやすく、死亡率が高いことが明らかになりました。

妊婦さんは、インフルエンザ様症状が出た場合、予め協力医療機関*に電話をして早期に受診します。インフルエンザであった場合、タミフルなどによる治療を受けます。この際、かかりつけ産婦人科医を直接受診することは避け、地域の協力医療機関へ受診してください。

かかりつけ産婦人科医受診を避ける理由は、「他の健康な妊婦や褥婦への感染を予防するため」です。

※横浜市発熱相談センター(ワクチン相談窓口Tel671-4183)もしくは横浜市保健所ホームページ「新型インフルエンザ ワクチン関連情報」でご案内しています。

★ インフルエンザの予防について

- 1) 手洗い・うがいを励行しましょう
- 2) 人ごみを避けましょう

★ インフルエンザワクチンについて

妊婦への新型インフルエンザワクチンの接種は有効で、催奇形性など母児ともに大きな副作用は報告されていません。副反応は、従来の季節性のワクチンと同様と考えられています。新型インフルエンザワクチンと季節性インフルエンザワクチンは同時に接種することが可能です。かかりつけ医に相談してください。妊婦の方は、保存剤未添加のワクチンの接種が可能となる**11月16日**から接種が開始されています。ワクチンの接種は事前の予約が必要です。接種回数は原則1回とされており、費用は3,600円(消費税込)です。

(市民税非課税世帯等は接種費用負担免除あり)

接種を受けることができる医療機関については、

横浜市保健所ホームページ「新型インフルエンザ ワクチン関連情報」

(<http://www.city.yokohama.jp/me/kenkou/hokenjo/genre/kansensyo/influvac.html>)

もしくは横浜市発熱相談センター(ワクチン相談窓口)でご案内しています。ワクチンの在庫の有無は流動的であることから、事前に各医療機関にご相談ください。

妊婦もしくは授乳婦の方に対する対応についての詳細は裏面へ⇒

平成 21 年 11 月 作成
健康福祉局 健康安全課
こども青少年局 こども家庭課

妊婦もしくは授乳婦の方に対する対応について日本産科婦人科学会(平成21年11月9日)

- (1)妊婦が新型インフルエンザワクチンを受けることについては安全かつ有効であると考えられています。新型インフルエンザワクチンの安全性については、WHO(世界保健機構、2009年10月30日)が以下の声明を発表しました。「新型インフルエンザワクチンの副作用について専門家が検討したが、特に季節性インフルエンザワクチンの副作用と異なった点はなく、たいへん良好な結果であった。初期段階での結果は安心すべきものであったが、今後とも副作用については注視していくべきである。」今回の新型インフルエンザワクチンにはチメロサル等の保存剤が使用されていない製剤も用意されています(プレフィルドシリンジ製剤、あらかじめ注射器に注射液が充てんされている)。妊婦で希望する方はこのワクチン接種を受けることができます。新型インフルエンザワクチンと季節性インフルエンザワクチンを同時に接種することも可能です。ただし、卵アレルギーのある方(鶏卵や鶏卵・鶏肉が原材料に含まれている食品類をアレルギーのために日常的に避けている方)は、いずれのワクチンでもショック(血圧が急激に低下し、気分が悪くなり、治療が必要となる状態)が引き起こされる可能性がありますので、ワクチンはお勧めできません。日常的に鶏卵・鶏肉を避けている方はワクチンを受けず、もし発症(発熱)したら、「ただちに抗インフルエンザ薬(タミフル)服用(1日2錠を5日間)」をお勧めします。また発症しなくとも、罹患者と濃厚接触した場合には「ただちに抗インフルエンザ薬(タミフル、あるいはリレンザ)の予防的服用(10日間)」をお勧めします。アレルギーあるいは喘息の方も副反応が出やすいので、ワクチン接種後30分間は接種を受けた病(医)院にとどまり、特段かわりないことを確認後に帰宅します。帰宅後も気分不快・嘔気・動悸などが出現したら早めに受診してください。
- (2)妊婦にインフルエンザ様症状(38℃以上の発熱と鼻汁や鼻がつまった症状、のどの痛み、咳)が出た場合、症状発現後48時間以内の抗インフルエンザ薬(タミフル)服用開始が重症化防止に最も効果があります。予め医療機関に電話をして早期に受診し、タミフルによる治療を受けます。この際、他の健康な妊婦や褥婦への感染を予防するために、かかりつけ産婦人科医を直接受診することは極力避け、地域の一般病院受診をお勧めします。予め受診する病院を決めておくことで安心です。もし、一般病院での受診が困難な場合には、かかりつけ産婦人科医が対応します。この際にも事前に電話をして受診します。これは他の妊婦への接触を避けるために非常に重要な注意点になります。
- (3)産科的問題(切迫流・早産様症状、破水、陣痛発来、分娩など)に関しては、新型インフルエンザが疑われる場合であっても、重症でない限り、かかりつけ産婦人科施設が対応します。いずれの病院へ受診する際にもマスク着用での受診をお勧めします。これは他の健康な方に感染させないための重要なエチケットとなります。新型インフルエンザであっても簡易検査ではしばしばA型陰性の結果が出ることに注意が必要です。周囲の状況から新型インフルエンザが疑われる場合には、簡易検査結果いかににかかわらずタミフルの服用をお勧めします。
- (4)妊婦が新型インフルエンザ感染者と濃厚接触した場合は、抗インフルエンザ薬(タミフルあるいはリレンザ)服用をお勧めします。ただし、予防される期間は予防薬を服用している期間に限られます。また、予防効果は100%ではありませんので予防的に服用している間であっても発熱が有った場合には受診することをお勧めします。
- (5)2007年の米国疾病予防局ガイドラインには「抗インフルエンザ薬を投与された妊婦及び出生した赤ちゃんに有害な副作用(有害事象)の報告はない」との記載があります。また、これら薬剤服用による利益は、可能性のある薬剤副作用より大きいと考えられています。催奇形性(薬が奇形の原因になること)に関して、タミフルは安全であることが最近報告されました。
- (6)母親が感染した場合、児への感染が心配されます。児の観察をしっかり行い、発症の早期発見に努めます。児が感染した場合の症状は「活気がない、母乳・ミルクの飲みが悪い、呼吸回数が多くて苦しそうだ、呼吸が止まったように見受けられる時がある、発熱がある、咳・鼻水・鼻閉がある、少しの刺激にも過敏に反応する」などですので、これらの有無に注意します。もし、これらのいずれかが出現した場合には、タミフルの早期投与開始が重症化防止に奏功する可能性があるため、できるだけ早く小児科医を受診します。児が未感染の場合、無防備な児への接触は児への感染危険を高めますので、児のケアや観察時には次のことを順守します。
- (7)感染している母親の授乳についてですが、母乳を介した新型インフルエンザ感染の可能性は現在のところ知られていません。したがって母乳は安全と考えられますが、母親が直接授乳やお子さんのケアを行うためには次の3条件がそろっていることが必要です。

- ①タミフルあるいはリレンザを2日間以上服用していること
- ②熱が下がって平熱となっていること
- ③咳や鼻水がほとんどないこと

これら3条件を満たした場合、直接授乳することや児と接触することができます。ただし、児と接触する前に手をよく洗い、清潔な服に着替えて(あるいはガウンを着用し)、マスクを着用します。また、接触中は咳をしないよう努力することをお勧めします。上記3条件を満たしていない間は、母乳は可能な限り別室とし、搾乳した母乳を健康な第三者が児に与えることをお勧めします。このような児への感染予防行為は発症後7~10日間にわたって続けることが必要です。発症後7日以上経過し、熱がなく症状がない場合、他人に感染させる可能性は低い(まったくなくなったわけではない)と考えられていますので、通常に近い母児接触が可能となります。

(出典:日本産科婦人科学会 [HPhttp://www.jsog.or.jp/news/html/announce_20091109a.html](http://www.jsog.or.jp/news/html/announce_20091109a.html))

乳幼児の保護者の皆様へ

インフルエンザにかかったら注意しましょう

～インフルエンザ脳症について～

1 新型インフルエンザ (H1N1) により、インフルエンザ脳症を発症することがあります。次の症状はインフルエンザ脳症の早期の症状として注意し、これらの症状がみられた場合、はやめに医療機関を受診してください (小児かかりつけ医をお持ちの場合は、まず相談してください)。

インフルエンザ様症状 (発熱等) に加え、

- A 呼びかけに答えないなど意識レベルの低下が見られる
- B 痙攣重積 (けいれんじゅうせき) ※および痙攣後の意識障害が続く
- C 意味不明の言動が見られる

※ 痙攣重積：痙攣発作が 30 分以上持続した状態や痙攣発作を繰り返し 30 分以上意識が完全回復しない状態

2 強い解熱剤 (例：ボルタレン、ポンタールおよびこれらと同様の成分の入っているもの) は、インフルエンザ脳症の予後を悪化させるので、必ず解熱剤は、かかりつけの医師に相談して用いること。

(厚生労働省平成 21 年 8 月 28 日事務連絡より抜粋)

3 新型インフルエンザワクチンの接種について (平成 21 年 11 月 17 日現在)

対象者	接種開始時期	接種回数
基礎疾患を有する方のうち最優先者 ①入院患者の方、その中でも 1 歳～小学校 3 年生に相当する年齢の方 ②①以外の方 (外来患者の方など)	①11 月 5 日 ②11 月 16 日	1 歳～高校生に相当する年齢の方は 1 回、 その他の方は原則 1 回ですが、著しく免疫 反応が抑制されていると考えられる方は、 個別に医師と相談の上、2 回接種として差 し支えない
妊婦	11 月 16 日	1 回
小児 (1 歳から小学校 3 年生)	12 月 7 日	2 回
基礎疾患を有する方 (その他)		原則 1 回
1 歳未満の小児の保護者等 (優先接種対象者)	12 月下旬～	1 回
小学校高学年に相当する年齢の者	12 月下旬～	2 回
中学生・高校生に相当する年齢の者	1 月後半～	2 回 (今後 1 回接種に変更の可能性あり)
高齢者 (65 歳以上)		1 回

(厚生労働省・神奈川県ホームページより抜粋)

ワクチンの接種は事前の予約が必要です。

接種費用：合計 6,150 円 (1 回目 3,600 円、2 回目 2,550 円※) 市民税非課税世帯等は接種費用負担免除あり

※1 回目と異なる医療機関で接種する場合は、基本的な健康状態の確認が必要となるため、3,600 円となります。接種を受けることができる医療機関については、横浜市保健所ホームページ「新型インフルエンザワクチン関連情報」 (<http://www.city.yokohama.jp/me/kenkou/hokenjo/genre/kansensyo/influvac.html>) もしくは横浜市発熱相談センター (ワクチン相談窓口) でご案内しています。

平成 21 年 11 月 作成
健康福祉局 健康安全課
こども青少年局 こども家庭課